平安道農民戦争における檄文
(東アジアにおける朝鮮史の展開<特集>)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 鶴園, 裕, Tsuruzono, Yutaka
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000386

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

平安道農民戦争における檄文

鶴園　裕

一、はじめに
二、檄文の位置づけ
三、檄文の展開
四、まとめ

一、はじめに

一般に「洪景来の乱」とよばれる平安道地方の一八一二年の民衆反乱（平安道農民戦争）に檄文が存在したことは、小田省吾をはじめこれまでにも多くの研究者が言及してきた。[1] また野史の形態ではあれ、同じ檄文をいくつかの史料が伝えていることからみても、檄文の存在は疑いようのない事実である。しかし一次史料ともいうべき当時のオリジナルの檄文そのものは現存せず、また官撰の史料は、凶檄や偽檄とのみ記載して、その具体的内容には充分に言及しないのが通例である。

にもかかわらず、檄文の存在自体は官撰史料からも確認することができるし、ま ま檄文の内容に断片的ながら言及している場合もある。また、官辺の史料には、「真諺二紙」[2] として漢文と諺文（ハングル）による檄文の存在を示唆する一語や、檄文に対する「凶檄中一套之語」[3] という評語のように、檄文の一部が広く知れわたっていたことや、檄文の伝達のされ方をうかがわせる一節[4] が存在したりする。このような官辺史料系と野史系の史料の存在をふまえつつ、檄文の分析を通して両者を総合し、この民衆反乱の一端をとらえてみようというのが本稿の目的である。

筆者は、先に平安道農民戦争における参加層の分析を試み、主導

層における郷吏・郷任・郷武層を中心とした在地中間層（一部在地支配層をも含む）や商人層（私商）及び没落両班層の存在と、それに規定された農民層のあり方（自営農民層の消極性と、無田農民や雑多な賃労働層の積極性）を分析し、その重層した性格を論じたことがある。[5] そうした作業の一側面としての農民戦争をおしすすめた主導層の理念、イデオロギーの把握は、檄文の分析を通してこそ可能であろう。先の論文では主導層の一部を構成する没落両班層が平安道農民戦争のイデオロギーの担い手であったと分析した。このことは、檄文の分析を通してみても、基本的には変わらなかった。本稿では、檄文および檄文の周辺を考察することによって、一層明確に主導層、とりわけ平安道における在地有力者層のイデオロギーをとらえることができれば、所期の目的は達したことになる。

二、檄文の位置づけ

研究史上、この民衆反乱がどのようなものとしてとらえられてきたのかということの検討は、一応筆者なりに先の論文で行ったので、ここではくりかえさない。もっとも檄文の位置づけとこの民衆反乱の性格把握とは密接な関連があるので、その限りでは言及せざるを得ない。

例えば、戦前の代表的な研究である小田省吾の、党争の影響ないしは結果としての「洪景来乱」との評価は、「景来の檄文中にも『現今冲王在上。権奸日熾。如金祖淳・朴宗慶等。竊弄国柄』とあるのを以て見れば、彼等は僻派の専権を覆さんと欲したことは明らかである」[6] というようなものであった。すなわち、檄文の分析から当時の幼王純祖の即位（一八〇〇年）、金祖淳・朴宗慶ら国王外戚による政治の開始を「僻派の専権」ととらえた上で、それを覆そうとしたものであるから「党争の影響ないしは結果」と評価したものである。また戦後の河原林静美も檄文の同じ個所によって、「安東金氏による中央政府の転覆」[7] を反乱の目的としたものとしている。

戦後の日本や韓国におけるこの民衆反乱の研究は、参加層の分析や反乱の経過そのものに関してはかなりの進展をみせている。しかし、反乱の意図や目的に関する研究は、政治史的にとらえる限りでは小田省吾のわく組みをそれほどこえているようには思えない。韓国の鄭奭鍾の研究も、参加層の分析を通して「洪景来乱」における「経営型富農」の主導を提唱した重要性は認められるが、檄文に関しては反乱の経過叙述の中でふれるのみで、檄文の分析そのものから主導層の性格をとらえたものではなかった。また、鄭奭鍾は、『洪景来動乱記』所載の忠清道「広川場所掲凶書」という檄文にも言及して「洪景来乱」の全国的性格を示唆し、[8]『伝統時代の民衆運

動』所収の論文では、あとがきで「日乗一冊、この中には檄文があり、本文に引用したものと以ているが、若干違った点も発見される」[9]と新史料を紹介しているが、この檄文が基本的に今日までに知られている檄文と同種と判断されるのか、或いは違うものと判断されるのか、積極的な評価は行われていない。全体にこれまでの日本と韓国における研究は、檄文に関しては史料的にも小田省吾の檄文の引用の仕方をそのまま踏襲していると認められる。

一方、共和国の研究では、洪喜裕（一九六三）のものを始め、『朝鮮全史』（一九八〇）においても、農民戦争の性格づけと檄文の分析は、農民軍の闘争目標という位置づけのもとに密接に結びつけて行われている。例えば、近来の通史的叙述である『朝鮮全史』においては、檄文に関して注の形で言及し、次のようにのべている。

「檄文には土地問題を別に提起しなかった。勿論、これは農民戦争としては致命的な弱点ではあるが、洪景来が農民戦争を準備しながら村の人々に『我々の志はかならず成しとげられるものであり、そのようになれば我々の土地、我々の衣が、どこであろうとないわけがない。』（『陣中日記』辛未一二月二八日）と言っているところからみて、農民軍の指揮者たちに土地に対する構想が全然なかったとはいえない。彼等は檄文に提示した闘争目的が達成されさえすれば、土地問題と人民たちの衣食住の問題は、自然に解決されるだろうと考えていたのであろう」[10]。

この注の解釈では、果して洪景来らの指導部が、土地問題を正確にとらえていたかどうか、また目標が達成されれば、土地問題などすべてが明確な綱領のないままに解決されると楽観的に考えていたかどうかについて、充分な論証がなされているわけではない。しかし、この民衆反乱の性格を考える上で、檄文を積極的にとらえていこうとする姿勢は充分に感じられる。

共和国の研究には、その他にも檄文資料のとりあつかいにおいて二つの注目すべき点がある。第一点は、洪喜裕の研究において、「特に国文および漢文でなされた二種類の檄文を作り、広範囲な人民層を対象に宣布したという事実は高く評価しなければならないであろう」[11]としているように、「国文」（ハングル）と漢文で書かれた二種類の檄文の存在を明確に認めている点である。ただし、ハングルによる檄文のオリジナルや写本は共和国にも現存しないようで、その具体的な内容や形式は『朝鮮全史』などでも示されていない。しかし反乱当時、二種類の檄文が存在したことは、前述の官側資料の「真諺二紙」などの語からも明らかである。またこの反乱に先立つ時期の掛書や投げ文の事件について、「諺札」や「真諺相錯」などの語が『純祖実録』などに記載されており[12]、檄文にハングル文のものや、漢字ハングル交り文のものが存在したことはまずまちがいな

いといえよう。

第二点は、『李朝実録』などで懸録とされている部分までを含めて、檄文として扱っている点である。懸録とは、大元帥著押踏印のあとに付記のような形で、農民軍支配地域に入った旧地方官の罪悪を暴露した檄文末尾の以下のような文章をさす。

宣川府使金益淳、受降書奪印符後、〈以〉推用富民銭罪厳囚。郭山郡守李永植、定州牧使李近胄、棄印逃去＝〈走〉。嘉山郡守鄭蓍、貪濫罪、奪印符処斬。博川郡守任聖臯、以庫銭犯＝〈取〉用罪、奪印符厳囚。此檄文若有稽伝之邑、則兵到之日、該邑首校郷、断当軍律施行事。(13)（宣川府使の金益淳から降書を受け、印符＝守令の印を奪った後、富民の銭を推用＝強奪した罪で厳囚した。郭山郡守の李永植と定州牧使の李近胄は、印をすてて逃走した。嘉山郡守の鄭蓍は、貪濫の罪で印符を奪って斬に処した。博川郡守の任聖臯は、庫銭を犯用した罪で印符を奪って厳囚した。この檄文をもしとどめて伝えない邑があれば、すなわちわが兵至るの日に、該邑の首校、首郷を断じて軍律にてらして施行するであろう事）。

小田省吾以来、日本や韓国では右の一文は檄文資料の検討の際はずされてきた。しかしこの部分は、形式的には大元帥著押踏印のあとの付記の形であるとはいえ、内容からは当然に檄文の一部として扱われなければならない。また『李朝実録』の平安兵使の以下のような啓言の一節は、当時もこれを檄文の一部とみなしていたことを示している。

又賊徒凶檄、辞語絶悖、而宣川府使金益淳以受降懸録、郭山郡守李永植、以棄印逃走懸録云。(14)

まさに懸録の部分を檄文末尾とみなしてそのまま引用している。政府側も、農民軍支配地域の実情をとりあえず知ることができたのは、この檄文末尾の懸録部分からであった。小田省吾ならびに小田省吾所引の『洪景来動乱記』によれば、この檄文は反乱発生後五日目の純祖一一年一二月二二日（陰暦）に発せられたとしている。安州にいた平安兵使が、正確な事態を把握できるようになったのは、政府側が定州を除いた農民軍支配地域をほぼ奪回した翌年の一月初旬以降であった。従って初期の農民軍支配地域の実態を考える上でも、檄文末尾の付記の形で残されたこの一節は無視することができない。

現在までに、野史の中で筆者の見ることができた平安道農民戦争の檄文のテキストは、『稗林』所収の『純祖記事』、『洪景来動乱記』、『東国戦乱史』所収のものの三種類である。いづれも野史的な編纂物の性格をもつ。しかもこの三書は、それぞれ別系統の所伝や記事を含みながらも、檄文に関してはいくつかの字句の異なりを除いてはほぼ構成、内容ともに一致している。

成立年代に関しては、『稗林』所収の『純祖記事』がもっとも古いものと思われる。[15] ただし『純祖記事』所収の檄文テキストには一部省略したと思われる個所があり、またいくつかの字が他の二書所収のものとくい違っている。『洪景来動乱記』には李能和の庚午（一九三〇）年の序文が付されている。その序文によれば、偶然に古籍商から洪景来起乱当時の朝報や各方面軍事関係の書牒および諸伝説を得たのでそれを名付けて『洪景来動乱記』として編纂したとある。[16] 従って『洪景来動乱記』は李能和の手になる編纂物というべきものであるが、その編纂のもとになった史料類に関しては、小田省吾が「純祖の時代を去ること遠からざる時に輯録したものであろう。」と考証している。[17]『東国戦乱史』は、姜敬錫の手になるハングル懸吐付きの漢文本で、昭和二年（一九二七）初版発行の奥付けがある。内容は朝鮮における動乱を中国乱部、胡乱部、倭乱部、内乱部の四つのカテゴリーにわけ、古代から李朝末期までの史書に表われたそれらについての記述を編纂したものである。編纂の態度は、「凡纂次是書、引用古書、一字一句、不敢以己意擅改」[18]であるとのべられているが、内乱部、辛未洪景来乱の叙述などは、坊刻本ハングル小説の『辛未録』などを下じきにしたと思われるような叙述もあり、[19] かなり多様な所伝や野史類を参考にしているように思われる。

テキストとして、小田省吾の研究では『洪景来動乱記』を使い、共和国の研究では『東国戦乱史』を使っている。筆者は初め、一番古いと思われる『純祖記事』を本テキストに使い、三者のテキストの異同を示すつもりであったが、三書のテキストとしての価値にそれほど明確な差があるようには思えなくなった。テキストとしては、従って一番省略の少ない『洪景来動乱記』所収のものを使い、他の二書と異なる文字は〈〉、《》などで示した。〈は他の一書のみが異なるもの、《》は二書が異なるものである。『純祖記事』本で省略されている個所は「　」で示した。また一部では割注の形も用いた。論の展開上、檄文を何段かに区切り、筆者の試訳を示し、檄文の解釈を注記する形で論をすすめたい。

三、檄文の展開

①平西大元帥、為急急馳檄事。我関西父老子弟公私「之」賤、咸聽此檄（平西大元帥が、急々に馳檄をなすのこと。わが関西の父老・子弟・公私の賤は、皆此の檄を聞け）。

檄文、冒頭の部分である。平西大元帥とは関西地方（平安道）を平定する大元帥の意。その限りでは地方的な軍事活動に従事する大元帥の意味になる。しかし『洪景来動乱記』付載の「結城広川場所

掲凶書」[20]には「八路済安大元帥」との書き出しがみられる。また、郭山の薬商金大勛の供招（供述）によれば、主謀者の一人金昌始がいったことに、

景来則受真人之令、以都元帥、来三月同時出来是遣、此地兵革、則禹郁出管、得黄平両道、而後以延真人、并力前往。如此之際、兵革必有七年之久是如。[21]（洪景来は真人の命令をうけて都元帥となり、来る三月に同時に出来するが、この地の兵革は、すなわち禹郁＝禹君則が管轄し、黄海道、平安道の両道をとってしかる後に閻延の真人と力を并せて前往する。この際、兵革は必ず七年の久しいものになるだろう。《なお、傍線は吏読、以下同じ》）

とある。これらをみれば、構想としては、平西大元帥の上に都元帥をおき、真人の命令によって平安道のみならず黄海道さらには全国をも七年にわたって「兵革」する大規模なものを考えていたといえよう。ここでは閻延（中国、朝鮮の国境に置かれた封禁地帯）に居る真人の命令による「兵革」という構想もみのがすことができない。この「兵革」が何を意味していたかを解くことが檄文全体の解釈のカギになろう。

とはいえ、この檄文では、とりあえずよびかけの対象が関西の父老・子弟・公私の賤であって、全国的な人民大衆を対象としたものではないことを確認しておこう。共和国の研究では、公私の賤民にまで呼びかけている点に、歴史の主体として賤民をみる高い思想性を認めているが、[22]これ自体は、広範な民衆を組織しなければならない反乱側の当然の政治性を示すものであろう。現実的には、一八〇一年の李朝政府による公奴婢文書の焼却や奴婢層の顕著な減少にみられるように、[23]この時期に奴婢層の主体的な力量を大きく期待することはできない。また実際の参加層の分析からしても、奴婢層の広範な参加などは検証できず、かえって主導層には、駅奴出身でありながら富力によって身分上昇をはたし、郷案（地方両班の名簿）に入ろうとして除名され、うらみをもっていたとされる李禧著のような存在[24]すらみられる。むしろここでは、「我関西父老子弟」とまずよびかけている点に注目すべきであろう。「我関西」は「わが平安道」の意、「父老子弟」は、漢書高帝紀の「置酒沛宮、悉召故人父老子弟佐酒。」などの王朝創成の故事をふまえて発語しているものと思われる。[25]いずれにせよ、父老は一村一郷のおもだった古老・有徳の老人をさすことばにまちがいなく、父老・子弟と続けることによって平安道地方の在地有力者層をもっとも強く喚起せんとするものであったろうと思われる。単なる漢文の口調のよさということではなく、在地有力者層に期待をかけていたことは檄文の後半をよみ進めばさらに明確になるが、とりあえずはこの点を指摘するにとどめたい。

②蓋＝〈盖〉関西箕聖古＝〈故〉域、檀＝〈壇〉君旧窟。衣冠岌済、文物炳烺。粤在壬辰之乱＝〈変〉、已有再造之功。又於丁卯之変＝〈乱〉、克＝〈先〉輸襄武之忠。有如遯菴之学、月浦之才、又是産於西土（けだし関西＝平安道は聖人箕子の古城であり、檀君の旧窟がある。衣冠は広く普及し、文物は輝いている。壬辰（一五九二）年の豊臣秀吉の乱にはすでに李朝再造の功があった。また丁卯（一六二七）年の後金の変にはよく襄武公、鄭鳳寿の忠義をいたすことがあった。遯菴、鮮干浹《平壌の人》の学問や月浦、洪儆禹《郭山の人》の才芸もまた、西土＝平安道の産する所である）。

第二段は平安道の歴史をのべた部分である。箕子・檀君の叙述から始まる歴史意識には、平安道人の文化的な面における強烈な自負心をうかがうことができる。李朝時代の叙述において太祖、李成桂の威化島回軍の故事にふれていないことにある種の疑問を感じるが[26]、一応、「再造之功」や「襄武之忠」などの用語には李朝の正統性を認める王朝イデオロギーがうかがえる。しかしこの正統性は、檄文の後段に至れば否定されることになる（後述）。なお、襄武や遯菴、月浦はいずれも平安道で活躍した武人や学者の号である。襄武、鄭鳳寿以外は、それほど中央政界で活躍した人物というわけではないが、遯菴、鮮干浹は晩年に独学で儒学をきわめた箕子の末裔とされており、また月浦、洪儆禹も平安道で善政を行った朱子学者として知られているなど[27]、いずれも儒教的価値観から高く評価される人物であったことは注目しておいてよいであろう。

③而朝廷之等棄西土、不異糞土。甚至於権門奴婢、見西「土之」人則必曰平漢。其為西土者（『純祖記事』では西人）、豈不冤抑哉。若当緩急、則必頼西土之力。且当科時＝〈試〉、則必籍西土之文。四百年来、西人（『東国戦乱史』では両西人）有何負於朝廷哉（しかるに朝廷が西土〃平安道を等棄していることは、糞土に異なることがない。甚しくは中央の権力ある家の奴婢までが西土の人をみると必ず平漢《平安道野郎？》という。そのことは西土の者としてどうして腹立しくないことがあろうか。もし何か事があれば必ず平安道の力に頼り、科挙の試験の時には必ず西土の人の文章を使う。四百年来、西人は何を朝廷に負うているというのか）。

第三段では、中央政府の平安道差別に対する激しい憤りを感じることができる。甚しきに至っては権門の奴婢までが「平漢」とよぶというくだりは、当時すでにそのような差別語が成立していたことを示すものであろう。「若当緩急、則必頼西土之力。且当科試、則必籍西土之文」の一節は、前節の鄭鳳寿や鮮干浹、洪儆禹の故事を踏まえたものと思われる。「四百年来、西人有何負於朝廷哉」の一

節で論調が大きく転換する。四百年来とは、李朝創建以来の意味である。ここでは李朝建国以来、平安道は何らの恩恵もこうむらなかったことが明確に主張されている。ここに後段で神秘主義的な形態で展開される王朝交替論が論理的前提を与えられることになる。なお『東国戦乱史』の如く、両西人とすれば、平安道のみならず黄海道人も含むことになる。しかしこの檄文の論理の流れからすれば、単に「西人」とする方が自然ではあろう。

④見今冲王在上、権奸日熾。如金祖淳・朴宗慶輩、竊＝〈専〉弄国柄＝〈権〉。仁天降灾＝〈災〉。冬雷地震、彗孛風雹（この一節は『東』にはなし）、殆無虚歳。由此大無荐臻、餓殍載道、老弱塡壑、生民尽劉、幾乎在即（現在、幼い王が位にあり、権奸は日ごとに甚しい。金祖淳や朴宗慶の輩が国権をひそかに弄している。仁天は災を下し、冬雷、地震、彗星や風雹は殆んどない年がない。これにより大無の凶年はしきりにおき、餓死者は道にあふれ、老弱はくぼちに埋り、生ける民がつきてしまうのにいくばくの時が必要であろうか）。

冲王とは純祖（在位一八〇〇～三四）のことで、一一才で即位、この年はすでに二二才と決して幼くはない。しかし曾祖母にあたる英祖王妃金氏が純祖五年まで垂簾政治を行っている。金祖淳は純祖の妃、純元后の父、朴宗慶は純祖の母、綏嬪朴氏の兄である。いずれも国王の外戚にあたる。ことに金祖淳は老論時派に属し、後の憲宗・哲宗・高宗代に至る安東金氏の勢道政治の基礎を築いた人物として注目される。しかしこの時期にすでに安東金氏の勢道政治とよぶほどの実力を発揮したかは疑問である。また英祖大妃金氏の時派一掃、僻派偏重が行われていたといわれる時期にもかかわらず、[28]時派に属する金祖淳がそれなりの政治力を有していたことなど、この反乱の原因として「安東金氏の勢道政治」（河原林）や、「老論僻派の専政」（小田）をみることにはいささか無理を感じる。また朴宗慶は確かにこの時期に専権をふるったようであるが、それとてもこの反乱の真の原因とするには足るまい。むしろここからは、中央政界からは疎外されながらも、中央の政治動向に鋭い関心をよせていた平安道の没落両班（郷班）たちの政治的姿勢をよみとることに満足すべきであろう。

「仁天降灾」以下の部分は、天変地異や自然災害を政治の得失と結びつける典型的な中世的世界観にのっとって悪政を批判したものである。しかし主導層が本気でこのような世界観を信じていたかという点に関しては疑問が残る。後日捕縛された主導層の一人、禹君則の供招に洪景来との対話として以下のようなものがある。

辛酉年、景来又到清竜寺。謂矣身曰、『日食地震、歳飢民困。将有済世之人、君能知之乎云』故矣身答以為、『堯有九年之水、湯

有七年之旱。聖明之世、亦有此等災殃、日食地震、不足深慮云』則景来曰、『汝豈能料度、壬申年則将有兵乱云[29]』（辛酉の年に景来が又清竜寺に到り、私にいうことには、『日食や地震があり、年ごとに飢え民は困っている。まさに済世の人があらわれようとしている。君はよくこのことを知っているか云々』。故に私は答えた。『堯の世にも九年の水害があり、湯の世にも七年の日照りがあった。聖明の世にもまたこれらの災害があったことを考えれば、日食や地震などは深く考えるには及ばない云々』。すると景来がいうには、『おまえは何も分っていないな。壬申の年にはまさに兵乱がおこるだろう』）。

ここでみる限り、洪景来が日食、地震などの例をあげて「済世の人」による世直し「革命」を扇動しているのに対して、禹君則は、堯、湯の故事をあげて反論したかの如く陳述している。やはりこの檄文の一節は、本気で信じていたというよりも、扇動の一つの手段として利用しているとみるべきであろう。けだし、民衆の悲惨な現実は悪政の結果であると考え、そのことを天変地異や自然災害（多分に政治に起因する人災の側面も大きかったと思うが）のシンボリズムで説得することに、何らの抵抗感もなかったのであろう。またこの供述によると、洪景来がすでに辛酉年（一八〇一）に「済世之人」による「革命」を構想していたことになる点は注目すべきであろう。檄文の次の節は、まさにその「構想」が大きくふくらまされている。

⑤何幸、済世之聖人、誕降于清北宣川釰山日月峰下、君王浦上、伽倻＝耶〉洞紅衣島。生而神霊、五歳随神僧入中国。既長隠居于江界四郡地閭延。五載統領皇明之世臣遺孫、鉄騎十万遂有澄清東国之志（なんぞ幸いなるかな、済世の聖人が清北＝清川江以北の宣川釰山日月峰のふもとの君王浦にある伽倻洞の紅衣島に誕降された。生れつきの神霊であり、五才の時に神僧に従って中国に入った。すでに長じ、江界四郡の地閭延に隠れすんで、五年にして皇明の世臣遺孫を統領し、鉄騎十万でついに東国＝朝鮮の粛正の志をもつにいたった）。

この部分は檄文の全体の中でも、もっとも特異な発想を示す部分であるが、これに類する説話は、多くの供招にも部分的にとりあげられている[30]。一見、空想的で理解に苦しむ所であるが、それ故にこそこの檄文のイデオロギー的性格を端的に示す部分でもある。このくだりについては、野史の三書ともほぼ完全に字句の一致をみせている点でも注目すべきだと思う。まず「済世之聖人」は、まったくの空想上の人物というわけではなく、少くとも「済世の聖人」に擬した人物は存在したと思われる。前節でとりあげた禹君則の供招の続きに次のような一節がある。

庚午年十一月、矣身又往青竜寺。留接読書之際、景来与宣川人鄭始守、来到山中。夜間謂矣身曰、『吾有異志者 年久。招募唐兵数万、屯聚薪島。薪島今已設鎮、容接無処。故今方移屯於江界閭延地。而宣川剣山下清水面日月峰下君王浦上、今有真人。姓鄭名済民、或称始守、年今四十一歳。而方在江界閭延地、与採蔘胡軍散処。而求得道内謀士、然後始可挙事、汝可同参云』[31]（庚午の年の一一月に私はまた青竜寺に行った。留まって読書をしていると景来と宣川の人鄭始守が山中に来た。夜間私にいうことには、『吾は異志を抱いて年久しい。招募した唐兵《中国兵》数万が薪島に屯聚した。《ところが》薪島は今すでに鎮が設けられたので、唐兵を収容する場所として不適当になった。故につい最近江界閭延の地に移屯した。ところで宣川剣山のふもと、清水面の日月峰の下、君王浦べりに今真人がいる。姓は鄭、名は済民、或いは始守とも称す。年は今四十一才で現在は江界閭延の地で、採蔘《人蔘とり》の胡軍とともに散処している。そして道内の謀士を求め得ようとしており、その後に始めて事をあげることができる。汝はまさに同参すべきである云々』）。

即ち、庚午年（一八一〇）に洪景来が宣川人鄭始守なる人物を帯同して禹君則を訪ねたとしていることがわかる。この鄭始守は、洪景来の会話の中にある「真人、姓は鄭、名は済民或いは始守」と同一人物であると思われるが、いずれにしても檄文中ではあいまいにしか書かれていない人物が、ここには極めて具体的な人物として描かれている。宣川の剣山や月峰洞、水清面（清水面は誤記か？）などの地名は実在で、日本が大正年間に作成した五万分之一地形図にも名が残されている。[32] 檄文にみえる伽倻洞、紅衣島などは神秘化するために仮作したものであろう。日月、君王、伽倻、紅衣などの語はすべて「聖人」を象徴する語として選ばれたものと思われる。

供招にある「薪島今已設鎮」は歴史的事実である。純祖七年（一八〇七）の年末に、密貿易のとりしまりを理由に竜川の薪島に弥串鎮が設置されている。[33] このような事実をもたくみに「済世之聖人」鄭始守にリアリティを与えるものとして利用したものであろう。この鄭始守の存否に関してはいくつかの供招に言及があり、その一つに宣川縣水清面安山里所呈（ㅈㅐㅇㅡㅁ の略、エゴマ《荏子》のはえる村の意）にすむ鄭世圭という人物の供招がある。

昔年矣身仲兄嫂、初孕十朔後、年不記正月日、生下恠物、形如肉塊矣。嫂産此凶物愧、見半入荘、置於積藁中是白如可、仍為掩埋矣。隣里之人、疑恠其産、無児哭亦矣痕跡。做言曰、生下将軍、故産即去之云痕是如是白如乎。其時矣身年為二十三歳、而以其村人虚説之説、到今五十余年之後、凶賊私做出、賁浪之言[34]（昔、私の兄嫁が、初めての子をはらんで十朔の後に、年は憶えていない

が正月に肉塊の如き気味の悪いものを生みおとした。兄嫁はこの気味の悪いものをよく見もせずに倉に入り、つんだわらの中において、やがて土に埋めてしまった。隣里の人はその産において児のなき声がせず、またその痕跡もないのをいぶかしく思った。それで言いなすに、将軍を生みおとしたので、産れるやすぐにこれをどこかにやったその痕だとした。その時、私は二十三才で《このような話は》村人の虚誕の説だとみていた。ところが、五十余年の後の今に到って凶賊が奇妙なくわせものの言説を作りだした)。

即ち、鄭始守なる人物(供招中には鄭時殷とある)は否定しているのであるが、かえって「将軍伝説」のような形である種の神秘的なリアリティを与えるような供述になっている。このような人物・地名・事実の実在性を論外におくとしても、檄文のこのくだりのような説話の平安道地方の人々にとってのリアリティ(「生下将軍」伝説のようなものに支えられた所の)は無視できないであろう。供招などの官辺資料に断辺的に記録されている供述中の檄文の多くは、この部分をとらえたものであった。

中国側の閻延の地(封禁地帯)から「聖人」が朝鮮を粛正にやってくるというような檄文の構想が、平安道の人々に与えたであろうリアリティのもう一つの側面として、平安道地方の歴史・地理的な背景を無視することはできない。民衆反乱の末期に、定州を囲んだ官軍が、鎮圧を目前にしながらも、国境近くの清軍が鴨緑江まで動いたという知らせに動揺を示した事実[35]などからも知れるように、丙子胡乱(一六三六、清の朝鮮侵入)以来、北方からの侵略を常に意識してきた朝鮮、なかんずく平安道地方の民衆心理にこの檄文は強く訴えるものをもったであろう。また初期の農民軍の服装が「胡兵」のようであったという叙述がいくつかの史料にみられ[36]、農民軍側は意図的にこのような「異形」をとることによって心理的な衝撃を与えようとしたものと思われる。また定州にすむ李英秀なる者の供述によれば、

賊徒言内、南倭亦当有起兵。故渠等先発得意為計云々[37]。(賊徒の言に、南で倭がまた起兵をするので、故に彼等がまず先に立って意を得るを計となす云々)。

とあり、「倭乱」や「胡乱」などについての民衆的な記憶をゆさぶりの手段として意図的に利用したものと思われる。

そのような意図を論理において正当化するものが、「皇明之世臣遺孫」の語であった。三田渡での清に対する降伏以後、公式的には清の正朔を奉じた朝鮮ではあったが、明末の年号である崇禎を依然として使用するような両班たちの風土に対してであれば、自己の革命運動の正統化のために「皇明之世臣遺孫」をもちだすことは充分

に理解できる。しかしこれとてもあくまで両班世界における自己正統化の一つの手段として構想されたものであって、現実には明の世臣遺孫などは実在せず、一種の戦術的なマヌーバーであったとみなすべきであろう。

⑥而「維関西即豊沛故郷、不忍蹙踏。先」使関西之豪傑輩、起兵救民、義旗所到、莫不茲徯蘇。以檄文、先諭列府郡侯。切勿撓動、洞開城門、以迎我師。若有蠢爾頑拒者、当以鉄騎五千、蹙之無遺矣。宜〈須〉速請命、宜当者。右檄下「安州兵使・虞侯・牧使・粛川府使・順安県令・平壌監司・中軍・庶尹・江西県令・竜岡県令・三和府使・咸従府使・甑山県令・永柔県令」〈列〉〈邑〉。大元帥著押踏印（これ関西の地は豊沛の故郷であって踏みしだくには忍びない。したがってまず関西の豪傑たちをして起兵救民せしめる。義旗の到る所、よみがえらぬ所はない。ここに檄文をもってまず列府・郡侯に諭す。切に撓動することなく、広く城門を開いて、わが師を迎えよ。もし虫の如くうごめいて頑固に拒むものは、まさに鉄騎五千をもって踏みにじり残すことがないであろう。すべからく速やかに命をうけいれるべきである。右のことを安州兵使以下永柔県令の列邑に檄下す。大元帥著押踏印）。

ここの部分においては、『純祖記事』所載の檄文が他本に較べてかなり字数が少ないが（「　」の部分がない）、基本的には『純祖記事』本が省略したか、もしくは脱落とみなすべきであろう。「関西即豊沛故郷」や「不忍蹙踏」の語にうかがえるように、ここでも平安道中心意識がかなり鋭く表現されている。「豊沛故郷」が、漢の高祖の故事をふまえながら、具体的には誰をさしているのかは特定できないが、（檀君や李成桂、あるいは宣川の「済世之聖人」自身をさしているか）[38] 漠然とではあれ、平安道を漢の高祖の故地になぞらえていることだけは確かであり、自らの「革命運動」の正統性を示したものとみなしうるであろう。『純祖記事』にこの一文が欠落しているのも、或いはそれへの配慮があったものか。

また「義旗」という表現からは、彼等が義兵意識（天旨に従った正義の軍隊という意味での義兵意識。王のためにたちあがった政府側の民間人による義兵とは区別される）をもっていたことがうかがえる。この民衆反乱を主題にした五〇年程のちのハングル小説にも「郡守は早く降伏して義兵を迎接せよ」という意味の叙述があり、[39] また当時の野史類や、ごく少数ではあるが官辺資料にさえ義兵意識の存在をうかがわせる資料がある。[40] いずれにせよこの檄文は農民軍側が直接にその意識を表明したものであり、みのがすことはできない。

檄文のあて先は「列府・郡侯」。『純祖記事』では簡単に「檄下列

邑」となっているが、他本では安州兵使以下永柔県令までの具体的な地方官名をあげて、よびかけの対象としている。この点は、すでにこの檄文を発した時点では清川江以北の後の平安北道の大部分は農民軍側の手にあることを前提にしており、（事実、義州以外の清川江以北の主要都市は農民軍側の支配地域に入っていた。）南進する農民軍が、安州を始めとするこれから進出すべき地方の官によびかける形をとったものと思われる。

この後に⑦節目として付記の形で農民軍側の手におちた地方官の旧悪告発が懸録されているが、この部分に関しては、すでに第三章で釈文および語句の異同を示したのでそれを参照していただきたい。ここで注目すべきは、処断された地方官の罪目のほとんどが、地方守令の地位を利用した経済事犯（推用富民銭罪、貪濫罪、庫銭犯用罪）の性格をもつものであった点であろう。いみじくも中央から派遣された地方守令と、在地有力者層との矛盾・葛藤をうきぼりにした形となっている。

またこの付記によって、よびかけの本来的な対象は、実は「該邑首校郷」（首校・首郷・座首などの在地有力者）であったこともうかがうことができる。つまり守令は形式的なよびかけの対象であり、実務能力に富んだ在地の下級官吏層にこそ主体的な働きが期待されていたと思われる。この点からも、この懸録部分は、平安道農民戦争の性格を考える上でみのがせないものとなっている。

以上で檄文とされるものの検討は終るのであるが、三種の野史には、この檄文の直後にひき続いて「伝令」という形での一種の手紙形式の檄文も載せられている。[41] また『洪景来動乱記』には、前述した「広川場所掲凶書」なるものも掲げられているが、平安道農民戦争との直接のかかわりに関しては、構想などの点からみて多少の疑問がある。[42] 両者の検討は後日あらためて行うことを期して、まずはこれまでにどの研究者からも一応はとりあげられてきた檄文の検討をおえ、簡単な要約を付してまとめにかえたい。

四、まとめ

檄文の検討を通して平安道農民戦争の性格の一端を考えてきたのであるが、檄文を通してみる限り、大まかに二つのことがいえるのではないかと思う。第一点は、李朝そのものの存続は前提に「僻派の専権を覆す」とか「安東金氏による中央政府の転覆」を志向したなどとする従来の評価とは違って、君側の奸を除くというようなレベルの反乱ではなく、「易姓革命」論の立場ながらも、明確に「鄭氏」を担いで新しい王朝[43]をうちたてようとした一種の革命論に立っていたという点である。この場合、李朝の衰運と鄭氏による新王朝

の成立を予言した『鄭鑑録』の存在を忘れることはできないが、一方、韓国の鄭奭鍾の研究によれば、[44]すでに粛宗年間（一六七五～一七二〇）の僧侶勢力によるクーデター計画にすら鄭氏をかついだクーデターが構想されていることからして、このような構想は極めて一般的に存在したのではないかと思われる。

第二点は、平安道農民戦争が、檄文の構想を通してみる限り、究極的には新王朝樹立をめざすようなものであったとしても、その核心には極めて強固な平安道中心主義、地方主義というようなものがみられることである。このような地方主義は、平安道地方の歴史的な優位性、自己意識にうらづけられたものであって、平安道の在地有力者層のイデオロギーを反映したものではなかったかと思う。中央の政界からしめだされ、政治的に没落した平安道の没落両班層（両班として政治的に没落したという意味であって、必ずしも経済的にはすべてが困窮していたとは言えないであろう。もっとも大部分は、政治的な没落と同時に経済的にも困窮していたとは思うが）が、在地知識人としてこのようなイデオロギーを構想するのにはもっとも適した存在であったと思われる。[45]その背後には中央の抑末政策[46]（商業抑制策）による収奪からの脱却を願う非特権的な私商層や、富によって両班などの地位を買い、郷任や郷武などとして上昇しつつあった在地有力者層の存在をみのがしてはならないであろう。彼らは、中央から派遣されてくる守令（地方長官）の収奪に反対することや反中央政府のスローガンには共通の利害をみいだせたが、在地自営農民層や無田農民層の土地に対する要求などに積極的に呼応できるような階層ではなかった。このような所に檄文における土地問題に関する言及の欠如や、平安道農民戦争における主導層と農民層の内在的な矛盾が存在したのではないかと考える。しかし本稿では、主導層のイデオロギー的側面を檄文を通して明らかにしたのみで、それらとは無関係に、或いは関連をもちながら、この農民戦争に参加した膨大な農民層のエネルギーの内実がなんであったのかをとらえることには資料的にも方法的にも成功していない。今後の課題としたい。

主導層のイデオロギー的側面にのみ限っていえば、彼ら在地有力者層における全国的な新王朝構想と平安道中心主義自体は何ら矛盾するものではなかったろうと考えている（少くとも彼らの主観においては）。いずれにせよ、檄文という極めて限定された資料の分析を通しても、この民衆反乱の主導層に内在したイデオロギーの特異性は顕著であり、今後の平安道農民戦争に関する研究の一層の深化と、李朝末期の思想史や政治史への展望につなげることをもって課題としていきたい。

〔註〕

(1) 小田省吾『辛未洪景来乱の研究』一九三四、洪熹裕「一八一一～一八一二년의 평안도농민전쟁과 그 성격」(『封建支配階級に反対する農民達の闘争・李朝篇』平壌、一九六三)、鄭奭鍾『洪景来乱』의性格」(『韓国史研究』七、一九七二)、河原林静美「一八一一年の平安道における農民戦争」(『寧楽史苑』一九、一九七三)など。また『世界歴史事典〔第三三巻〕史料編・東洋』(平凡社、一九五五)には、李朝史料の一つとして旗田巍によって檄文の全訳が試みられている。

(2) 『純祖辛未別謄録』(奎章閣)の壬申二月初二日、平安監司鄭晩錫の状啓に、

節度使二十七日所報、則以為、昨日二更初、賊卒一名、仮称撥軍、来伝凶書、故折見其書、則真諺二紙、即抵湾府義兵将許沆・金見臣等処。而其所為説、至凶絶悖(句読、傍点は筆者。以下同じ)。これは政府側義兵将の許沆・金見臣あての手紙の形式をとっているが、一種の檄文とみなしてよいであろう。

(3) 『関西平乱録』一三、三月初八日、罪人金汝正、年四十一の供招(供述調書)を評した語に、「金汝正之所言、即是向来賊魁凶檄中一套之語、則可知見欺被惑、於洪景来之妖説」とあり、その直前には「宣川月峰山下、伽倻洞某姓人、而起於江界廃四郡、率来鉄騎数万、由咸鏡・江原・慶尚等道而作事云々」との供述がある。檄文との近似性と口伝による多少の相違が注目される。なお『関西平乱録』は、正一八冊(うち第一一冊は『乙卯十二月朔日記』《内題》とあり、一八五五年の海州営の日記で本乱とは無関係)、残存一冊、補遺一冊の巨帙で東京・静嘉堂文庫に現存する。韓国の亜細亜文化社から同本を底本とする影印本が『韓国近世社会経済史料叢書』中の『民乱資料』として五巻本で出版された(一九七九)。例えば右の記事は、同書の場合、第三巻の六〇六～六〇七ページにかけて載せられている。同本の配列は静嘉堂文庫所製のマイクロフィルムの配列にならっているので、それに従って冊番と月日のみを記す。原本には番号がなく、マイクロフィルムの配列冊番も必ずしも合理的とはいえないが、今後の研究上の混乱をさけるためにはやむをえないであろう。

(4) 『関西平乱録』一一、正月初九日定州の鮮于廬の供招に「被脅牽馬、而囊中有凶檄謄本。故問其委折、則謂文勢好矣、是以謄置」とある。鮮于廬は檄文の文勢が良いとして筆写・謄本し、ふところにしまっていたのであろう。即日梟首(さらし首)にされている。なお同謄本は「凶檄草本焼火事」との題辞が付されていることから恐らく焼却されたものと思われる。

(5) 拙稿「平安道農民戦争における参加層」(『朝鮮史叢』二、一九七九)。

(6) 小田省吾、前掲書一七ページ。

(7) 河原林静美、前掲(注1)論文一三ページ。

(8) 鄭奭鍾、前掲(注1)論文一八〇ページ。

(9) 鄭奭鍾「洪景来乱」(『伝統時代의民衆運動』下一九八一)三五ページ。

(10) 『조선전사』一二、五〇ページ。

(11) 洪熹裕、前掲(注1)論文、一一五ページ。

(12) 『純祖実録』元年五月乙未の条に「東大門及南大門、有何許人、来給諺札於入直禁軍、禁軍来納于捕庁。故臣始折見、則

乃是凶書」とあり、また同書元年癸酉条には「河東府距邑五里場市辺、有掛書之変。以白紬一尺余、繫之竹竿、貫以紙索。紬中書云、『有文武才芸、無勢失業者、応我鼓吹、従我唱義。相者相之、将者将之、貧者農之、畏者隠之』。其他真諺相錯、胡乱写抹」とある。特に後者は文武才芸があって、勢なく業を失しているものは、我が唱義に従えとのべ、相（宰相？）たるものは宰相たるべく、将（将軍？）たるものは将軍にするとのべるなど、当時の社会思想の一班をうかがうことができる。

(13) 檄文のこの部分に関しては『洪景来動乱記』を底本にし、『純祖記事』や『東国戦乱史』も参考にした。注記の仕方に関しては、この章末の本文を参照。

(14) 『純祖実録』一一年一二月丁卯の条。

(15) 『稗林』はソウル・探求堂によって影印復刻されている（一九六九）。同書所収史料中に『哲宗記事』などがある点からみて、これは高宗代（一八六四～一九〇七）の編纂になるものであろう。しかし解題には『正宗記事』や『純祖記事』の異本の存在も紹介されており、また延世大学の古書には完本ではないが『純祖記事』の一部が残されている。従って『稗林』として写本にまとめられる以前の早い時期にこれらの『記事』が成立していた可能性は否定できない。むしろそのように考える方が自然であろう。

(16) 「洪景来動乱記刊行縁起序」。余往年偶従書商購得故紙一堆、検視之、乃洪景来起乱当時之朝報、各方面軍事関係之書牒、及諸伝説等也。但末記著者名。綜合以観之、可為一部洪景来動乱史。

(17) 小田省吾、前掲書付録、一六二ページ。

(18) 姜敬錫『東国戦乱史』一九二七、義例。

(19) 『辛未録』は、辛酉年（一八六一）紅樹洞新板の刊記をもつハングル小説である。『東国戦乱史』の「一辺製造軍服、以氈皮為帽、紅氈線之、以青花布為衣、形興清国軍彷彿」などという叙述は、『辛未録』の「軍服を磨練（準備）する時、頭に虎皮を帽の形に作り、紅氈纏で上をまき、青花布で各々背あて一着ずつ着せるとその模様は胡兵のようだ」（原文は全文ハングル、筆者試訳）という表現の現代語風漢文訳といってもよいであろう。その他にも事件のとらえ方など随所によく似た表現がみられる。

(20) この資料に関しては小田省吾もふれているが（前掲書、一六四ページ）、「附伝聞」とされている点のみならず、内容的にも君臣父子の儒教倫理が強くうちだされている点など、異質なものを感じる。ことに文中に「近来南書之出、西憂之発」の語があり、むしろ平安道農民戦争の直後の時期に、この地方（忠清道結城）の両班出身のものが発した公算が強いのではないかと思う。とはいえ、関連を全く否定する根拠もないので掲げておいた。

(21) 『関西平乱録』一七、壬申三月初七日、金大勛の供招。

(22) 洪熹裕、前掲論文一一四～一一五ページ。しかし最近の『朝鮮全史』においては、この点にそれほど力点はおかれていない。『조선전사』一二、四八～五八ページ。むしろ商人や鉱山労働者などの「新興階層」の参加に注目している。

(23) この点に関しては四方博「李朝人口に関する身分階級別的観察」（初出一九三八、『朝鮮社会経済史研究』中所収、一九七六、国書刊行会）が先鞭をつけた。また最近の武田幸男『学習

院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究』（学習院大学東洋文化研究所、『調査研究報告』一三、一九八三）においても「一九世紀・慶尚道鎮海県の戸籍大帳を通じて」（副題）奴婢の減少を実証している。もっとも率居奴婢の「安定化」の傾向にも言及されてはいるが。同書七五～八一ページ参照。李朝後期の奴婢制全般の変動に関しては、平木実『朝鮮後期奴婢制研究』（ソウル、知識産業社、一九八二）が、一七～八世紀の奴婢の身貢問題からおおむね一八〇一年の公奴婢制度の廃止までを実学者たちの奴婢制論までも含めて広く論じている。ここでも歴史の大きな流れとしての奴婢世襲制の廃止や私奴婢をも含めた奴婢制度自体の廃止の方向があとづけられている。

(24) 『西征日記』正月十日（国史編纂委員会本一一ページ割注）には「希著以土民、依富入郷案。鄭著厳治割名、故希著、必欲甘心云」とあり、『陣中日記』一二月一八日（同合本、一三三ページ）には「禧著者其本駅奴、家財甚富、以武出身」とある。

(25) 諸橋轍次の『大漢和辞典』には、本文で掲げた句を引用しているが（巻七、五八一ページ）、これを離れて朝鮮の場合、在地の「父老子弟」が何をイメージしたかが具体的に考えられねばならないであろう。

(26) 例えば義州の邑誌である『竜湾誌』の序文などでは「粤我太祖、大王、倡大義、基万億年於茲。亦粤我宣祖、大王、去邠踰梁恢万億年於茲」（李裕元の己酉、一八四九年の序）と太祖の事跡と宣祖の事跡が対句のようにのべられており、（他の一つの序や二つの跋でも同様に対句のごとくのべられている）ここで太祖の威化島回軍の事跡にふれないのは何らかの心理的抵抗があったものと思われる。少くとも李朝の正統性を信ずる度合においては義州府尹などよりは、より少なかったとはいえるのではないか。

(27) 『朝鮮人名辞書』や『韓国人名大事典』などの該当項目による。

(28) このあたりの政治史の理解に関しては、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上（一九四〇）によった。田保橋はこの書の第一章第一節において、「戚族世道政治の発達」をのべ、英祖の王世子荘献の誅殺から筆をおこし、この誅殺を正当とするもの（僻派）、不当として王世孫のちの正祖にくみするもの（時派）の党派の争いが戚族世道政治への道を開いたものとの理解を示した。ただしこの時代の政争を時派と僻派との党争としてのみ描く理解の仕方は金祖淳（老論時派）の存在を考えても破綻しており（『同書』七～八ページの叙述）新たな角度からの政治史理解が必要とされるであろう。

(29) 『陣中日記』四月二九日（国史編纂委員会）三六〇ページ。

(30) 例えば前述（注3）の金汝正の供招や、『陣中日記』一六一ページ、韓志謙の供招、『関西平乱録』一五、壬申二月二六日朴致永の供招などにみられる。韓志謙の供述は、『関西平乱録』一、一二月三〇日亥時の平安兵使の状啓文や『西賊日記』（河合文庫）正月初一日の記事などにも載せられており、いずれも「宣川伽倻洞鄭哥、五歳自海島入中国、能使剣、有大志、招亡納叛、幾至累万、壬申三月、自北道可以入京云々」（『陣中日記』）というような内容になっている。

(31) 『陣中日記』三六〇ページ。なお、この部分は亀城府使の兵営に報じた牒報の中の一節であり、『関西平乱録』一六、壬

申四月二九日条にも同文がある。

(32)『朝鮮半島五万分の一地図集成』(学生社一九八一復刻)宣川二号、同地形図にはやや東西に離れて日峯洞、月峰洞の地名がみえ、釼山の標高は三三〇m、寺の存在がうかがえる。水清面は清川江域の海岸べりに位置している。

(33)『純祖実録』七年一二月乙丑。

(34)『関西平乱録』一五、壬申二月二六日。同人の供述中には、「荏子之産、仍名㒳㒳是白加尼、賊徒後此変名、為珈瑯尤極凶獰是白乎弥、所謂日月峰云者、非日月峰、乃新府面承旨洞里日落峰」と檄文中の地名の創作を批判した個所がみられる。

(35)『陣中日記』三月一五日二九九ページ。

賊変聞于彼地、副都統来陣中江。賊聞之、詭辞謂其徒曰、所請胡兵、今始来矣。各陣官軍、亦疑都統之忽地来陣、暫時洶洶。

この叙述からもうかがえるように、官軍でさえ清側の副都統の動きに疑問を抱くほど、農民軍側の「宣伝」が成功していたともいえるであろう。

(36) 前掲(注19)参照。また『西征日記』一月一日。(一七ページ)には、「飛報大陣曰、賊徒満山遍野、浩浩蕩蕩而来。皆着胡服、又以狸虎等皮裹頭、眩惑人目、以若疲劣無制之軍、不可抵当云云」とのべているように、官側に相当の心理的圧迫感を与えていたものと思われる。

(37)『関西平乱録』一四、壬申正月一二日。

(38) 前述の『竜湾誌』の序文(注26)では、「王迹再基回軍於威化、而洪業肇開、則漢之豊沛也」(徐命善、旧序)と李成桂の威化島における回軍を「漢之豊沛」にたとえているのが分る。しかし、この檄文では、「豊沛故郷」としている点や、(注26)でもふれたように平安道の歴史をのべた部分で必ずふれるべきであろう李成桂の故事をのべていない点など、李成桂をさすと考えるのにはいささかひっかかる。檀君や「済世之聖人」自身の故郷をいったものとも考えられるが、断定はできない。この檄文の作者は、郭山の進士、金昌始と伝えられており、充分にそのような教養を備えていたと考えられるが、残念ながら筆者には断定できない。教えを乞いたい。

(39)『辛未録』第二張裏、第七〜八行。また第三張表、第四〜五行にかけては「我々は天旨に従って義兵をおこしたので、残命をおしむのなら速かに降伏せよ」と叙述している。

(40)『陣中日記』一二月二八日、二五四ページ。賊捉入西林僉使金仁厚謂曰、食禄死節臣子之職也。汝何先自請降乎。厥漢答以大軍所到、安敢抗拒。賊喜曰……。

ここでは大軍という言葉におきかえられているが、『続朝野輯要』などの後の野史になれば、より直接的に「仁厚対曰、公等是義人義兵也、何敢抗拒乎」などと書いている。

(41) 崔承熙『韓国古文書研究』(ソウル、韓国精神文化研究院、一九八一)によれば、伝令とは官員が管下の官吏・面任・民などに下す命令書とある(一六七ページ)。実際にはこの伝令は安州兵使李海愚個人にあてたものであり、書き出しに「伝令安州兵使李海愚。穴者知雨、巣者知風。以人而不知天時者、其可謂人乎。穴者巣者也下愚也。子名非海愚、正是下愚也」とあり、兵使の名の海愚をもじって下愚とよぶなど、一種の兵使を愚弄する手紙である。これが実際に出されたものであることは、『純祖実録』一一年一二月乙丑に平安兵使啓言として「申

時博川站揆軍来呈、公事封一度、外書以朔州府使牒呈、故即地折見、乃賊魁凶書、譏辱臣恐怯臣者也」などとあることからもまちがいない。書き出し以下の内容も実録の記事と符合するが、後日改めて検討したい。

(42) 注(19)参照。

(43) 構想としての新王朝の内実は不明であるが、注(41)の伝令には「欲遣刺客、何不遣同朝之人。乃遣帳下小卒、如是見洩也。帳下之卒、亦吾関西之民、豈有致誠尽心哉」とあって李朝と関西を明確に対立させており、また『辛未記事顚末』(延世大学所蔵)の「附西征録」には「汝国今無可恃者。来此則富貴功名当随意為之、速速来降」との農民軍側兵士の言葉が記録されており、自らの王朝を構想していたこと自体は疑えない。

(44) 鄭爽鍾「肅宗年間僧侶勢力의挙変計変画과　張吉山—李梲・兪選基等의上変을中心으로—」(『東方学志』三一、一九八二)。この論文で鄭爽鍾氏は、「鄭姓真人」を「海島中の奴婢盗賊勢力を象徴」するものという限定した評価をされているが、当時の下層民衆や没落両班層をもとらえていたもう少し一般的なものと考えた方がよいような気がする。ことに鄭爽鍾氏所引の『李栄昌等推案』中の「真人鄭姓崔姓両人、先平我国、立鄭姓為主。後攻中原、立崔姓為帝」などという構想や、「又以一人為義州府尹、起兵長駐至良鉄坪為白遣、以一技兵作胡服、先入江都」などという構想は、檄文での構想と百余年をへだてた事件とは思えないほど互いの構想が似かよっている。「洪景来乱」の研究者でもある鄭爽鍾氏が、これらの類似に気づかれていないはずはないと思う。党争の社会史的背景をさぐるという観点も大切であろうが、一たんそれとはきり離した民衆世界における「新王朝構想」の論理をさぐることが大切ではないか。その他、鄭真人に黄袍を着せたという事実を指摘して農民蜂起軍的性格(「同論文」一三五ページ)を指摘されるなど、右の論文には極めて重要な所見がみられる。異形としての胡服や、反乱軍における黄色の使用などは、反乱における作法のシンボリズムを物語っている。いずれにせよ、李朝後期を一貫した反乱側に内在する論理をつかみだす研究が望まれる(なお資料の引用は論文では現代語訳をされているので、八二年七月九日の国学研究会発表要旨(延世大学)から引かせてもらった)。なお『推案及鞫案』に関しては、韓国の亜細亜文化社から逐次刊行されているが、肅宗年間分は未見である。

(45) 檄文を作成したと伝えられる金昌始は、ソウルにおける猟官運動に失敗した郭山出身の進士であった(『関西平乱録』一一、壬申二月二七日)し、洪景来、禹君則は風水を業とする没落両班であった。

(46) 後に『林園十六志』をあらわし、進歩的な農学者として知られた徐有榘の従祖祖父徐命善ですら『竜湾志』の序文で「厲務本而抑末、俾湾人革其新、反其旧。忠義発、才彦之作、将為他日国家之需」と抑末の復古的立場を明らかにしている。また徐有榘も商業的発展には否定的で、『竜湾志』甲子年(一八〇四)の序に「富家子孫之器用財賄典鬻殆尽、猶且徒擁虚簿、夸然自大。凡所以眩衣服廩蔵獲、一如盛時之為、幾何不仮貸傭賃也」と冷笑的にのべている。このような態度で臨み、義州府尹などとして、一、二年の任期を努める守令層に対して、在地の私商層などが反感をもつであろうことは充分に考えられる。

付記　校正の過程で注（44）論文を含む鄭奭鍾氏の新著『朝鮮後期社会変動研究』（一九八三、一〇）を得た。そこでは注は漢文に直され若干の変更がみられる。しかし大幅な論旨の変更はないようである。